

八潮新都市建設事務所建設工事等業者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八潮新都市建設事務所が施行する建設工事の請負並びに建設工事に係る設計、調査、測量又は監理の委託並びに建設工事に係るものを除く業務委託に係る業者の適正な選定等に関し、必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 業者の適正な選定を行う等、前条の目的を達するため、八潮新都市建設事務所に業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次の(1)～(5)の契約業者の選定等に関し、必要な事項を審査する。

- (1) 埼玉県財務規則第14条第1項第1号による別表第1に定めるもののうち、執行予定額が2億円未満の建設工事の請負
- (2) 埼玉県財務規則第14条第1項第2号による別表第1に定めるもののうち、執行予定額が2千万円未満の建設工事に係る設計、調査、測量又は監理の委託
- (3) 埼玉県財務規則第15条第1項による別表第2に定める支出負担行為決裁区分により、所長決裁案件の2千万円未満の建設工事に係る設計、調査及び監理、庁舎、公園、道路及び河川の維持管理並びに測量の委託
- (4) 埼玉県財務規則第15条第1項による別表第2に定める支出負担行為決裁区分により、所長決裁案件の5百万円未満のその他の委託
- (5) 都市整備部工事請負等業者選定委員会に提出する案件の内申

2 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 埼玉県建設工事請負一般競争入札試行要綱に係る事項
- (2) 埼玉県建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱に係る事項
- (3) 埼玉県公募型指名競争入札執行要綱に係る事項
- (4) 埼玉県意向反映型指名競争入札執行要綱に係る事項
- (5) 埼玉県建設工事指名業者選定要領に定める指名業者の選定
- (6) 第3条に係る建設工事等の見積依頼業者の選定

3 委員会は、前項で定める建設工事等の執行に当たり、地方自治法施行令第167条の10第1項に定める低入札価格の調査に関し、必要な事項を審査する。

4 総合評価方式で発注する工事等の選定、総合評価方式の選択、評価項目の選択、技術評価点の審査及び公募型指名競争入札（技術審査タイプ）については、別に定める

「埼玉県八潮新都市建設事務所技術審査会」に委ねる。

- 5 委員会は、第1項の建設工事等の契約に係る入札について談合情報があった場合、必要に応じ、談合情報の信憑性について判断するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をこれに充てる。

委員長	所長
委員	担当課長以上の職にある者

- 2 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した者がその職務を代行する。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、3分の2以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
3 委員の代理の者が、会議に出席することはできない。

(関係職員の出席)

第6条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(指名業者の選定)

第7条 第3条第2項(5)に基づく指名業者の選定に当たっては、原則として別に定める基準に基づき行うものとする。

(秘密の保持等)

第8条 委員会は秘密とし、その記録は原則として公開とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、八潮新都市建設事務所総務・保留地販売担当に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年12月1日から施行する。
- 2 埼玉県八潮新都市建設事務所工事請負等業者選定指名委員会要綱は、平成18年11月30日限りで廃止する。
- 3 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成30年1月30日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成30年度の予算の執行に係るものから適用し、平成29年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。
- 6 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、令和5年3月27日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和5年度の予算の執行に係るものから適用し、令和4年度の予算の執行に係るものについては、従前の例による。